第三十四条第五項		
第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする	第三十八条第一項	
第九十四条から第九十七条までの規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二条に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する	第一編第五章第四節（第百条第二項、第三款及び第百十一条を除く。）	
	第百十二条第一項本文中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場へ掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第百十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を求める事項」と、「記録又は記載」とあるのは「記載」と、「第百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場へ掲示を始めた	第百十二条、第百八十五条
第百九条の四第一項中「第百三十二条の十一第一項各号」とあるのは「民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第一項において読み替えて準用する第百三十二条の十一第一項各号	第一編第五章第四節	第百八十二条
	第百八十九条まで、第二百五条第二項	第百八十九条まで
	第二百八条、第二百十五条第二項	第二百八条
	第二百二十七条第二項（同法第二百三十一条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十九条第四項及び第二百三十二条の二	及び第二百二十九条第四項
	裁判書	最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁判書
第九十四条から第九十七条までの規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二条に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する		

法律附則第九条（第一項を除く。）及び同法附則第十条において読み替えて準用する第五十八条第二項	第六十三条第二項	
	第七十四条第一項第六号	
あるのは、「特例手数料還付事件（民事訴訟費用等に関する法律附則第二条に規定する特例手数料還付事件をいう。）の手続の期日」	記載すべき	第六十二条第一項
	記録すべき	

（特例執行文付与申立事件に適用する規定）

第十一条　特例執行文付与申立事件については、第八条第二項及び別表第三の四の項の規定は適用せず、次条及び附則第十三条に定めるところによる。

（特例執行文付与申立事件の手数料の納付）

第十二条　特例執行文付与申立事件の手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。

（特例執行文付与申立事件の手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用）

第十三条　特例執行文付与申立事件における民事執行法第二十七条第一項若しくは第二項又は第百七十七条第三項の規定による執行文の付与の手数料は、一通につき千五百円とする。ただし、債務者の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に千二百円を乗じて得た額を加算した額とする。

2　特例執行文付与申立事件の手続においては、当事者等は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げるもののうち、第十三条の料金に充てるための費用を納めることを要しない。

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一	訴え（反訴を除く。）の提起	イ及びロに掲げる額の合算額 イ　訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一)　訴訟の目的の価額が百万円までの部分 その価額十万円までごとに千円 (二)　訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額二十万円までごとに千円 (三)　訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円までの部分 その価額五十万円までごとに二千円 (四)　訴訟の目的の価額が千万円を超え十億円までの部分 その価額百万円までごとに三千円